

議会運営委員会

日 時 平成29年5月29日（月）午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成29年6月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 5月29日（月） 告示第 号
- (2) 開 会 6月 5日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概要 （別添）

3 定例会日程について 【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 6月 5日（月）正午
○一般質問順序 ①緑風 ②共産 ③公明 ④新清流
- (2) 請願書提出期限 6月 5日（月）午後5時
- (3) 質疑通告期限 6月13日（火）本会議終了時
- (4) 意見書等提出期限 6月21日（水）委員会終了時
- (5) 討論通告期限 6月23日（金）午後4時
- (6) 市民憲章唱和 6月13日（火）9:50～ 唱和代表 富谷議員

4 開会日（6月5日）の議事について

- (1) 議事日程

諸報告

第1 会議録署名議員指名（菱田議員、酒井議員）

第2 会期決定

第3 報告第1号から報告第4号及び第1号議案から第7号議案
（提案理由説明）

(2) 諸報告

- 予算に関する報告（3件）
- 監査（例月、随時）
- 理事者出席要求
- 代表監査委員あいさつ
- 人事異動に伴う職員紹介

【先例・申合せ】

29 副市長、教育委員、監査委員（知識経験を有する者）の人事案件を同意したときは、次の議会開会後の諸報告であいさつを受けるのが例である。

○病院事業管理者就任時についても、次の議会開会後の諸報告であいさつを受けるのが例である。

30 理事者の紹介は、一般選挙後最初の議会及び人事異動が行われた次の議会で行うのが例である。

5 陳情・要望について

(1) 「地球と人間を守る社会体制創り」の為の地球社会建設決議陳情書

【別紙No.2】

(2) 非核・平和施策に関する要望書【別紙No.3】

6 議場の理事者席について【別紙No.4】

7 一般質問について

(1) 通告書について

○記入注意事項【別紙No.5】

○事務局へメール送付

(2) 質問時間 答弁を含め1人45分

(3) 会派内質問順序 6月2日（金）までに事務局へ連絡

8 一般質問における残時間「0分」の運用について【別紙No.6】

9 農業委員会委員任命議案の表決について【別紙No.7】

10 高校生の一般質問傍聴について（予定）

○日 時：6月13日、14日 午後1時30分～3時頃（予定）

○参加者：南丹高校生（1日当たり24人、合計48人）

※地域研究（授業）の一環として傍聴

○一般質問開始時刻（確認事項）

11 平成29年9月定例会の決算審査について

（1）決算特別委員（21人）※議長、監査委員除く

（2）審査方法（分科会方式、事務事業評価実施）

（3）審査日程（5日間）

（4）特別委員会設置 6月26日（閉会日）

12 議会運営委員会の視察について（総括）【別紙No.8】

13 議会活性化の検討について【別紙No.9】

（1）実施主体、実施スケジュール

（2）進め方等

14 当面の日程について

○5月31日（水）10:00～ 環境厚生常任委員会、産業建設常任委員会

15 その他

（1）議場内撮影許可の申請

（2）エコオフィス期間の実施

（3）スマートデバイス対応のインターネット中継の開始

（4）次回の議会運営委員会 6月13日（火）本会議終了後

※正・副議長、議運正・副委員長の事前調整 6月12日（月）14:00～

平成29年6月定例会日程表（案）

会期22日間

日	曜日	会 議 等	備 考
5/26	金	10:00 ～ 市長議長議案調整 11:00 ～ 議運事前調整	予定議案概要
27	土		
28	日		
29	月	【招集告示】 10:00 ～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 会派会議、広報広聴会議	議案 ※15:00 ～ 議員団研修
30	火		
31	水	10:00 ～ 環境厚生常任委員会、産業建設常任委員会（月 休）	
6/1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	10:00 ～ 【開会、諸報告、署名議員、会期決定、提案理由】 <12:00>一般質問通告期限 <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査、出席要求、提案理由 (議見監査委員あいさつ、理事者紹介)
6	火		
7	水		
8	木	13:30 ～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会協議会	
9	金		
10	土		
11	日		
12	月	13:00 ～ 市長議長議案調整 14:00 ～ 議運事前調整	追加議案の概要
13	火	【一般質問】 (本会議終了後) 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 <本会議終了時 質疑通告期限>	議事日程 追加議案
14	水	【一般質問】	議事日程
15	木	【一般質問、追加提案、付託】	議事日程、提案理由、付託表、 請願文書表
16	金	10:00 ～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会 ※	
17	土		
18	日		
19	月	10:00 ～ 総務文教常任委員会 ※	
20	火	10:00 ～ 環境厚生常任委員会 ※	
21	水	10:00 ～ 産業建設常任委員会 ※ <委員会終了時 意見書提出期限>	
22	木	委員会（予備日）	
23	金	10:00 ～ 市長議長議案調整（人事議案） 13:30 ～ 議運事前調整 14:00 ～ 幹事会・議会運営委員会 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案・意見書案
24	土		
25	日		
26	月	10:00 ～ 各委員会（委員長報告） 議運事前調整 議会運営委員会・幹事会 会派会議 (午後) 【委員長報告、討論、採決、人事議案、閉会】 広報広聴会議	意見書案、審査報告、決算特別名簿 議事日程、議員表彰

※16日～21日の日程については、議案等の提出状況により変更する場合があります。



平成29年4月12日受理
(郵送)

別紙 No.2

「地球と人間を守る社会体制創り」の為の地球社会建設決議陳情書

平成29年4月10日

議会

議長

殿

陳情者

〒231-0843 横浜市中区本郷町 3-287

荒木 實

国を守る為の戦争が地球を壊す。経済成長を求めて地球を壊す。国際社会の正義。「富国強兵」の世界。軍事力・巨大な破壊力に支えられた権力者達。「国を守る」為の凄絶なチキンゲームに没頭しています。生存競争の思考の中、地球で生きている人間達が凄絶な経済競争をしています。軍拡と温暖化は進行し、世界の危険と異常さは極限にきています。地球と人間・生命を守る為に軍備をなくし経済活動を抑えなければなりません。全ての人間が地球で生きています。絶対事実です。生きる為には地球を守る社会体制を創るしかありません。地球社会建設は、全地球市民に対する絶対命令です。ついては、「地球と人間を守る社会体制創り」の為の地球社会建設決議をして頂くよう陳情します。

地球社会建設決議草案

- 1) 全ての人間が、地球で共同生活をしている地球市民である。地球市民は、地球の尊さ、人間の尊厳の尊さ、地球世界の美しさ、人間の美しさを知る者である。
 - 2) それぞれの持ち場で地球社会の安全と繁栄に努力する事が、地球市民の基本的義務である。
 - 3) 地球社会の目的・目標は、地球全生命と共に、全ての人間の人生を守る事にある。その為、教育・雇用・生活を保障する社会技術の開発に努めねばならない。この規定は、人類の戦争放棄を意味し、国家の戦争行為、戦争準備行為の権利がない事を宣言するものである。地球市民を暴力から守る「守り人の組織」は、地球社会で一元化されるものである。
 - 4) 人道・人権は地球社会の基本法である。独裁は如何なる形態でも許されない。地球社会は、民主主義が機能する社会格で構築されるものである。行き過ぎた生存競争は、人間の醜悪な心を導き出し、強大な力を求めさせ、この基本法に反する事になる事を知らねばならない。
 - 5) 陸・海・空の空間、石油他の資源、先人の遺産は、現存する地球市民全員の共有である。地球市民の生活空間は、貸借関係保障によるものであり、多大な占有はあり得ない。地球社会で領土問題はあり得ない。
 - 6) 考える事さえ出来ない時間、そして考えられない偶然の積み重ねで、生命が守られる地球環境がある。この地球環境の保全こそ、全てに優先されるべきである。自然の整然化。国家、集団、個人の利益の計算を超えた巨大で絶対的利益である。地球を守る人間社会体制の創造は、全市民が参加すれば出来る事である。人間にはその力がある、と確信するものである。
- 反原発の声は上がっています。核廃絶の声は全くしません。核廃絶は意味がなくなっているのでしょうか。この決議は、「国を守る為」の根拠・口実をなくし、世界中の軍人達の「仮想敵の殲滅訓練」の根拠・口実をなくします。権力者達のチキンゲーム外の人間達が出来た唯一の手段です。
- 生きる為の努力を始めるか否か。助け合い社会を目指すか否か。です。



平成29年5月22日受理

(郵送)

亀岡市議会議長 様

別紙 No.3

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

広島・長崎の被爆から72年を迎えました。核兵器の非人道性から禁止・廃絶を求める動きとも相まって、いまや「核兵器禁止条約を結べ」との声は、世界の趨勢となってひろがっています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、憲法で認められた地方自治の原則に基づき、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

【 記 】

1. 被爆70年を経て、核兵器の非人道性から禁止・廃絶を訴える国際的な動きが急速に広がっている今、「核兵器のない世界」にむけて被爆の実相をひろげることが重要になっていきます。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用してください。
 - (2) 地域がおこなう原爆（写真）展に後援・協賛してください。公民館など公共施設を無償で提供してください。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内してください。
 - (4) 広報、有線放送等を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせてください。
2. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙禱」などの非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言に住民と一緒に取り組んでください。
3. 被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に対して、「核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める」決議・意見書（別紙・例文）を提出してください。
4. 京都府に対して、脱原発・非核京都府宣言の実現と、非核三原則の地方における具体化である非核「神戸方式」を舞鶴港に適用し、核持ち込みを許さない非核舞鶴港の実現を強くはたらきかけてください。

5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善をかちとりました。しかし、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者には時間がありません。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらきかけてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
7. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど、加盟している「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。
8. 前文や第9条で、戦争を放棄し国際紛争の平和的解決を明確にした日本国憲法を地域の平和に生かす努力、施策をすすめてください。日本を戦争する国につくりかえる安保法制（戦争法）の廃止を求めてください。
9. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80km圏にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発をはじめすべての原発の再稼働に反対し、原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。
10. 京丹後市（経ヶ岬）の米軍専用レーダー（Xバンドレーダー）基地の運用に伴う米軍関係者による事故多発、軍属による福知山の陸上自衛隊射撃訓練場での実弾射撃訓練など、地域や住民のなかに不安が広がっています。日本の防衛とは無関係で、地域と住民の安心・安全を脅かす米軍のXバンドレーダー基地の撤去、実弾射撃訓練の中止を日米両政府に求めてください

2017年5月19日

原水爆禁止国民平和実行連

京都実行委員会代表 梶川 憲

2017年原水爆禁止国民平和実行連京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会 気付 Tel:075-811-3203 FAX:075-811-3213

〔亀岡市議会議席配置図〕



議事調査係長	選管委員長等	総務課長	議会事務局次長
--------	--------	------	---------

議会事務局次長	議長 湊 泰孝 みなと やすたか
---------	------------------------

健康福祉部 子育て支援担当部長	環境市民部市民窓口 ・保険医療担当部長	上下水道部長	上下水道部 事業担当部長	財政課長
--------------------	------------------------	--------	-----------------	------

産業観光部長 産業観光部 農政担当部長	病院管理部長	まちづくり推進部 事業担当部長	土木建築部 施設担当部長
---------------------------	--------	--------------------	-----------------

演壇

健康福祉部長	環境市民部長	生涯学習部長	総務部長	企画管理部長
--------	--------	--------	------	--------

教育長	教育部長	病院事業管理者	まちづくり 推進部長	土木建築部長
-----	------	---------	---------------	--------

--

会計管理室長	市長公室長	石野副市長 いしの	桂川市長 かつらがわ
--------	-------	--------------	---------------

6 奥野正三 おくの しょうぞう	5 奥村泰幸 おくむら やすゆき	4 小川克己 おがわ かつみ
------------------------	------------------------	----------------------

一問一答

--	--

3 富谷加都子 とみたに かつこ	2 三上 泉 みかみ きよし	1 酒井安紀子 さかい あきこ
------------------------	----------------------	-----------------------

16 小島義秀 こじま よしひで	15 菱田光紀 ひしだ みつり	14 齊藤一義 さいとう かずよし
------------------------	-----------------------	-------------------------

13 福井英昭 ふくい ひであき	12 小松康之 こまつ やすゆき
------------------------	------------------------

11 平本英久 ひらもと ひでひさ	10 竹田幸生 たけだ ゆきお
-------------------------	-----------------------

9 山本由美子 やまもと ゆみこ	8 並河愛子 なみかわ あいこ	7 田中 豊 たなか ゆたか
------------------------	-----------------------	----------------------

		23 石野善司 いしの ぜんし
--	--	-----------------------

22 西口純生 にしぐち すみお	
------------------------	--

20 明田 昭 あけた あきら	19 木曾利廣 きそ としひろ
-----------------------	-----------------------

18 藤本 弘 ふじもと ひろし	17 馬場 隆 ばば たかし	
------------------------	----------------------	--

記者席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

傍聴席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

| 入口 |

一般質問における残時間「0分」の運用について

一般質問において、発言残時間が「0分」と表示された時に、議場マイクの電源を落とすこととしているが、1. 議事進行 及び 2. 会議録作成 の観点から、運用を確認いただきたい。

現在の議場マイクの運用について

実際の運用例

① 残時間表示「2分～1分」(質問時間内)

[議長]

「〇〇議員に申し上げます。申合せの時間がせまっておりますので、簡潔に願います。」

☞ 質問時間内であるため、マイク電源はオンのまま。

② 残時間表示「0分」(質問時間終了)

☞ 質問時間が「0分」となっているため、質問者の発言中であっても、事務局においてマイクの電源を落とすこととしている。(先例・申合せに明記なし) 録音データには、質問者が発言している内容が、いきなり切れてしまう状態で残る。しかし、質問者は実際には発言を続けている場合、会議での発言としてみなされるため、その内容を会議録に記録する責務が発生する。

1. 議事進行の観点

(1) 発言自由の原則について

○議会における議員の発言は、原則として制約を受けない。

(※会議運営の諸原則のひとつであるが、規則等の定めはない)

(2) 発言に関する会議規則の取り扱いについて

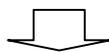
○発言は全て議長の許可を得た後に行う。

会議規則

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

○さらに、会議における秩序ある運営を行うため、発言の通告、内容、時期、回数、品位の保持等について、会議規則上の制約がある。



会議は、議長の職務権限のひとつである「議事整理権」に基づき、議事進行される。

2. 会議録作成の観点

○会議録とは「議会の会議における議事等、開会宣言から閉会宣言までの経過をそのまま記録した公文書」のことであり、地方自治法の規定により、議長は会議録を作成させなければならない。

地方自治法

(会議録)

第 123 条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 234 条第 5 項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

課題点

(1) 会議は、議長の議事整理権に基づき進行されるものであり、議事進行上における注意等も、議長の発言により行われるべきものと解される。

(2) 現在の運用の場合、マイクの電源を落とした直後に、一般質問を続ける議員が発言した内容を、音声に残すことができにくいため、会議録作成が困難となり、今後、自治法に規定される議長及び事務局の責務を果たせなくなる恐れが出てくる。

備考

○会議規則に基づく時間制限は、原則として議員に対するものであることが前提とされている。市長等については議長が制限した時間内に終わるようにすべきであるが、執行機関であることから、その答弁は議会のみならず、住民全体に対する答弁であると解されていることに配慮して、質問時間が「0分」となっても電源を切る運用とはしないことが望まれる。

◆確認事項◆

質問者（議員）が質問している場合の議長の対応

「0分」と表示された時 ⇒ 議長において、発言を制止する。

☞ マイク電源は、オンのままにしておく。

※なお、2分～1分前になった場合、議長からは注意喚起は行わない。

※また、答弁者（市長等）の答弁中の場合も同様とする。

農業委員選任議案の表決について

1 経過

平成27年の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選任方法が、公職選挙法に基づく選挙から、市長が市議会の同意を得て任命する方法に変更となった。

本市では、現在の農業委員の任期満了が7月19日であり、その後、7月20日の新委員選任のタイミングから、この法律に沿って運用されることとなり、6月定例会で農業委員同意議案が提出される予定となっている。(6月26日の閉会日に追加提案予定)

○選任に関する改正ポイント

改正後 (H29.7.20～)	改正前
市長が市議会の同意を得て選任 ※人事議案として提案	公職選挙法に基づく選挙と市長の選任制(議会等の推薦)の併用

○募集人員及び任用期間 19人、平成29年7月20日から3年間

2 亀岡市議会での人事同意議案の表決について

本市議会では、先例・申合せにより、副市長、監査委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、名誉市民の選定同意を求める人事議案は、「起立表決」としている。また、人事議案提案前日の幹事会で理事者から説明を受け、議員は質疑できることとしている。(平成25年5月～6月の議会運営委員会での決定事項)

なお、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、固定資産評価員、財産区管理委員会委員、曾我部山林管理委員会委員については、以前から「簡易表決」としている。

○同意を求める人事議案

人事議案名	表決方法	幹事会説明	根拠法令
副市長	起立表決	あり	地方自治法 162
監査委員	〃	〃	地方自治法 196
教育長、教育委員	〃	〃	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 4
名誉市民	〃	〃	市名誉市民条例 2
公平委員会委員	簡易表決 「異議なし」	なし	地方公務員法 9 の 2
固定資産評価審査委員会委員	〃	〃	地方税法 423
固定資産評価員	〃	〃	地方税法 404
財産区管理委員会委員	〃	〃	市財産区管理委員会条例 3
曾我部山林管理委員会委員	〃	〃	市山林の管理等特別条例 4

◆協議事項◆

農業委員会委員	表決方法 ⇒	幹事会説明 ⇒	農業委員会等に関する法律
---------	-----------	------------	--------------

先例・申合せ

31 議会に提出される議案等は、議会の招集告示日に開催する議会運営委員会で説明を受けるのが例である。なお、追加提案される議案等についても、その都度議会運営委員会で説明を受ける。

○副市長及び監査委員の選任同意、教育委員の任命同意、名誉市民の選定同意を求める人事議案は、議案提出日前日の幹事会で理事者から説明を受け、議員はそれに対して質疑をすることができる。(平成25年5月27日議会運営委員会決定)

70 議会推薦農業委員会委員は、議長の指名推選によることを例とする。

○全員協議会で予備選挙により候補者を選出した例がある。

○平成11年6月定例会において、議会推薦4名のうち2名を議員以外の女性とした。

○平成14年6月定例会において、議会推薦4名を全て議員以外とした。

○平成26年6月定例会において、議会推薦4名を全て議員以外の女性とした。

98 副市長及び監査委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、名誉市民の選定同意を求める人事議案は、起立によって表決する。(会規70)

○平成25年6月20日議会運営委員会決定

○平成25年9月から実施した。以前は無記名投票により表決していた。

<事例>

・平成26年3月20日 監査委員の選任、教育委員会委員の任命

○連記同意案の表決は、議会運営委員会に諮り決める。

○教育委員会委員の人事案件において簡易表決とした例がある。(平成11年6月)

平成29年4月 日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

議会運営委員会委員長 齊藤 一義

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成29年4月20日（木）・21日（金）
- 2 派遣場所 神奈川県横須賀市議会及び岐阜県可児市議会
- 3 事 件 横須賀市議会
議会の活性化について
○IT化の取り組みについて等
可児市議会
議会の活性化について
○地域課題懇談会について等
- 4 視察者 (派遣委員) 齊藤一義、平本英久、奥村泰幸、田中豊、山本由美子
福井英昭、木曾利廣、西口純生
(派遣議員) 湊泰孝議長、小島義秀副議長
(事務局随員) 片岡事務局長、鈴木議事調査係長

5 概要 別紙のとおり

議会運営委員会調査結果概要

横須賀市議会（平成29年4月20日（木）13:15～15:15）
議会の活性化について ○ICT化の取り組みについて等
1 視察の目的
横須賀市議会は、平成22年6月に議会基本条例を制定される等、高い水準で活性化の取り組みを進められてきた。議会のICT化や予算決算常任委員会審査、大学とのパートナーシップ協定の取り組みなどに積極的に取り組まれており参考にする。
2 施策等の概要（主な項目）
○ICT化の取り組みについて <経過> <ul style="list-style-type: none">・横須賀市議会は、全国の市議会に先立ちICT化に取り組み、本会議は平成15年に、委員会は平成20年にインターネット中継を導入した。・平成27年8月には、本市議会でも本年6月から実施するスマートフォン、タブレットに対応した議会中継を導入している。 <内容> <ul style="list-style-type: none">・委員会のインターネット中継における、実際の発言と会議録の修文に係る問題については、修文基準を作成し対応している。その際、発言の訂正、削除にあたっては、委員会において全委員の了解を得て実施している。（※簡易なものは、委員長及び当事者の了解を得ることとしている。） ○予算決算常任委員会について <経過> <ul style="list-style-type: none">・分割付託による審査は、各委員会での表決結果が異なる可能性があり、これを解消するため平成20年から議長の諮問機関である「第3次議会制度検討会」において検討を開始した。議論の発端としては、議案一体の原則に反するという点からである。・第3次議会制度検討会での議論を経て、平成23年に予算決算常任委員会を条例設置し、運用を開始した。

<内容>

(構成等)

- ・委員長には副議長が、副委員長には議会運営委員長が就任することとしている。
- ・委員会の円滑な運営を図るため、「理事会」を設置し事前協議等を行う。構成する理事は、各常任委員会の正副委員長から選出している（5委員会×2人＝10人）。
- ・議長を除く全議員の40人（定数41）で構成し、4分科会を設置し審査している。
- ・分科会委員は、部門別常任委員会と同じとしている。

(付託議案)

- ・予算、決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの。
- ・基金の設置など予算の根幹に関わるもの。
- ・手数料条例等歳入予算に関わるもの。
- ・理事会で承認したもの。

(審査方法)

- ・審査順序 ①理事会（議事運営の確認） ②議会運営委員会 ③本会議（付託） ④予算決算常任委員会（全体会1） ⑤各分科会（議案審査） ⑥理事会 ⑦予算決算常任委員会（全体会2） ⑧本会議（採決）
- ・予算決算常任委員会（全体会2）では、分科会委員長報告、総括質疑、採決を実施する。また、効率的な運営を目指し、討論は予算決算常任委員会では行わず、本会議のみで実施することとしている。
- ・決算審査においては、分科会へ送付する前に監査報告及びそれに関する質疑を実施している。

(メリット)

- ・分割付託の解消。
- ・同一議員が予算決算審査を行うことによるチェック機能の強化。

○議会報告会について

<経過>

- ・本市議会と同じく、議会基本条例の制定を機に、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図ることとして実施されている。

<内容>

- ・「実施のためのワーキンググループ」を11人で組織し、運営上の意思決定をしている。
- ・毎年4月に、新年度当初予算と主要事業について報告している。(5会場を2日間に分けて実施。開催時間は概ね1時間30分。)

○市民との懇談会について

- ・特定の案件について、議会が市民の意見を十分に聴く必要があると認める場合に開催することとしている。(※現状では開催実績なし。)

○大学とのパートナーシップ協定について

- ・政策能力の向上を目指し、県内初の大学とのパートナーシップ協定を締結した。
- ・地域課題の解決や地域の持続的発展に取り組むとともに、人材育成を進めていくこととしている。(※会派でのインターンシップ受け入れ等。)

3 考 察

4 委員の意見等

可児市議会（平成29年4月21日（金）13:00～15:00）

議会の活性化について

○地域課題懇談会について等

1 視察の目的

可児市議会は、市民との意見交換会等を積極的に進められ、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査で、平成26年にランキング143位であったが、平成27年に12位、平成28年に第11位と大きく躍進されている。本市と人口規模も類似しており、主に各種広聴の取り組みについて参考にする。

2 施策等の概要

○地域課題懇談会について

<経過>

- ・本市議会と同じく、議会基本条例の制定により議会報告会を実施された。その後、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるため、議会内で検討を重ね、平成26年2月に地域課題懇談会（高校生議会）を実施された。
- ・当時、可児高等学校は高校生が大人と関わる機会を求めていること、また、可児市議会は若い世代の意見を聴取する機会を求めていることにより実現した。

<内容>

- ・地域課題懇談会（高校生議会）では、高校生の事前学習の機会を持っている。また、子育て支援などのテーマを設定し、グループに分かれて話し合う形式の採用や、高校生から意見書を提出する機会を設定している。
- ・高校生による模擬選挙、さらに候補者を選ぶ力をつけるグループディスカッションを実施している。
- ・地域課題懇談会（各種団体との意見交換）は、医師会をはじめ、金融協会、商工会議所等との意見交換を実施している。
- ・高校生の積極的な活動と議会の活動が一緒になってまちを変えていくことにつながっており、参考になった。

○その他の取り組みについて

(大学との連携)

- ・ 議員の資質向上を目的として、定例会月を除き毎月1回、大学のゼミに参加し地方自治や時事問題について教授やゼミ生と意見交換を行っている。

(正副議長立候補制度)

- ・ 本会議の1週間前に、全員協議会室にて立候補者による所信表明演説を実施する。

(演説10分以内、質疑10分以内)

- ・ 公開で実施し、動画配信している。
- ・ 投票は、単記無記名により、原則として立候補者の氏名を記入する。(※法的には候補者以外の氏名を記入しても有効。)

○今後の取り組みについて

- ・ 議員定数、報酬の調査研究
- ・ 18歳選挙権に関する出前講座 等

3 考 察

4 委員の意見等